

## 倫理 第46回「応用倫理学(2) 環境倫理」

○今回のポイント

### (1)環境という問題

- ・【① \_\_\_\_\_】 …環境破壊の危機を背景に、有限な地球環境を保護することについて考える事。
- ・環境倫理の基本的な考え方

a. 【② \_\_\_\_\_】 …生存権を人間だけでなく、動物や自然にも認めるべき  
⇒生態系(エコ=システム)を守れ

b. 【③ \_\_\_\_\_】 …地球は閉じた世界だ！⇒資源を有効に使え  
例：「宇宙船地球号」、「かけがえのない地球」

c. 【④ \_\_\_\_\_】 …現代世代は未来世代へ責任がある⇒現代世代の浪費は許されない  
例：「持続可能な開発」(地球サミットのスローガン)

### (2)環境思想の展開

a. 【⑤ \_\_\_\_\_】  
19世紀のイギリスの美術家。環境の美しい秩序と人間の社会的・経済的活動の正しい在り方は一体のものであると考え、当時の産業社会の在り方を批判した。

b. 【⑥ \_\_\_\_\_】 『沈黙の春』  
農薬や殺虫剤などに含まれる化学物質が生態系に対して持つ破壊的影響について警告した著作。生体濃縮の結果、動植物のみならず食物連鎖の頂点にいる人間にも害が及ぶと訴えた。

c. 【⑦ \_\_\_\_\_】 講演「未来のための資源協会」  
閉ざされた環境である「宇宙船地球号」の汚染と破壊は、人類にとって致命的であると警告。

d. 【⑧ \_\_\_\_\_】 『奪われし未来』  
環境ホルモン(内分泌かく乱物質)による生物の生長や生殖器官の発達への影響を指摘

### (3)問題の現状と環境倫理の主張

- ・資源の有限性と生態系の閉鎖性 ⇒循環型社会形成推進基本法⇒持続可能な社会・【⑨ \_\_\_\_\_】へ
- ・3Rを推進

→【⑩ \_\_\_\_\_】(発生抑制)…ゴミの量を減らせ；必要の無いものは買わない

→【⑪ \_\_\_\_\_】(再使用)…使ったものをもう1回；古本、牛乳瓶など

→【⑫ \_\_\_\_\_】(再利用)…再生しよう；古紙からトイレットペーパーを作る

- ・日本の公害対策

a. 【⑬ \_\_\_\_\_】(1967) → 【⑭ \_\_\_\_\_】(1993)  
・典型7公害を規定 → 公害対策基本法を廃止・強化  
大気汚染・水質汚濁・土壌汚染 ⇒ 【⑮ \_\_\_\_\_】(1997)；大規模開発事前調査義務  
騒音・振動・地盤沈下・悪臭  
・調和事項あり(経済発展の優先)

b. 公害国会(1970)；調和事項廃止・環境庁設置(1971) ⇒ 環境省(2001)

(4)将来世代への配慮

a. 【⑯】 (1972年・ストックホルム)

- ・スローガン：「かけがえのない地球」
- ・成果：国連環境計画(UNEP)

b. 【⑰】 (1992年・リオデジャネイロ)

- ・スローガン「持続可能な開発」(←先進国と途上国の利害対立・世代間倫理)
- ・成果
  - ・リオ宣言(環境と開発に関する宣言)⇒アジェンダ 21(行動計画)
  - ・気候変動枠組み条約 ⇒ 京都会議(1997)へ
  - ・生物多様性条約
  - ・森林原則声明

c. 【⑱】 京都議定書(1997) ※実施期間；2008～2012

- ・先進諸国の温室効果ガスの削減目標を数値化(2008～2012年に実施)
  - ⇒1990年比でEU全体で8%、アメリカ7%、日本6%削減
  - ※途上国には削減義務なし、アメリカは2001年に離脱。
  - ※2012年に、気候変動枠組み条約第18回締約国会議(COP18)で延長が決まったが、日本は参加しない。
- ・【⑲】 (削減の代替措置)
  - ⇒排出取引権…削減義務を達している国から余剰排出権を売買できる。
  - ⇒クリーンメカニズム…先進国と途上国の共同削減を先進国のものとしてカウントできる
  - ⇒共同実施…先進国同士で共同削減を行った場合は、それぞれの国での削減と見なされる。

d.持続可能な開発に関する世界首脳会議 (2002年・ヨハネスブルク)

- ・アジェンダ 21 の実施状況を検証し、【⑳】 を採択→「持続可能な開発」を強化

(5)環境と自然を考え直す

a. 【㉑】

- ・先進国と途上国の諸問題(北半球を主とする先進国と南半球を主とする途上国の経済発展の格差から南北問題という)。
- ・先進国が環境破壊を行ってきたのに、そのせいでどうして途上国まで規制されるのかという問題が浮上している。
- ・しかし、2009年のデータだと二酸化炭素排出量第1位は中国、第2位はアメリカ、第3位はインドであるので、途上国(新興国)を規制しないわけにはいかない。

b. 【㉒】

- ・人間だけでなく、自然も生存の権利を持つということ。
- ・【㉓】
  - ⇒自然環境の保護を目的に、動物や植物や土地を象徴的な原告として訴訟を起こすこと。
  - Ex.「アマミノクロウサギ訴訟」⇒1995年、奄美大島のゴルフ場開発許可取り消しを求め裁判を起こす。